

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年11月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700168 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700020 号

第 1 結論

平成 5 年 6 月の請求期間及び平成 5 年 8 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 41 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 5 年 6 月
② 平成 5 年 8 月から同年 10 月まで

私は、平成 5 年に婚姻したため、国民年金第 3 号被保険者の届出を A 町（現在は、B 市）役場で行った。その際に、保険料の未納期間があり、納付するように指摘されたが、当時はお金に余裕がなく、「将来、受け取る額が減ってもよいので、お断りしたい。」と申し出たところ、役場の職員から、「それは絶対にできない。毎月、自宅に集金に行くから必ず納付してください。」と言われた。保険料は、毎月、集金に来ていた役場の女性職員二人に納付していたが、納付書で納付することもあった。苦勞して、間違いなく保険料を納付していたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の保険料納付状況等によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 11 月又は同年 12 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、これは、請求者が国民年金に関する届出をした契機となったと記憶する婚姻（平成 5 年 11 月届出）時期とも一致している。

また、この加入手続においては、請求期間が含まれる平成 5 年 4 月から同年 10 月までを第 1 号被保険者として、平成 5 年 11 月以降を第 3 号被保険者として国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、請求者は、請求期間①及び②の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の保険料を、自宅を訪問する役場職員による集金又は納付書により納付したと陳述しているところ、i)「広報C(平成5年9月号)」において、各地域の自治会や婦人会による保険料集金制度の利用を勧奨しているほか、B市も、当時の請求者の住所地では、自治会による集金が行われていた旨回答していること、ii) B市は、当時、社会保険事務所(当時)職員とA町役場職員が同行し、自宅を訪問して保険料収納に当たっていた旨回答していることから、請求者は、その陳述のとおり、納付書のほか、保険料を集金のため自宅を訪問していた集金人、役場職員、社会保険事務所職員への納付のいずれかの方法で、請求期間①及び②の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間①直前の保険料は現年度保険料として、請求期間②直前の保険料は過年度保険料として納付されているところ、これら保険料は、いずれも上述のとおり、請求者の陳述する納付方法により納付することが可能であったことを踏まえると、請求者は、請求期間①は1か月、請求期間②は3か月と、いずれも短期間である請求期間の保険料を同様に、現年度保険料、過年度保険料として納付する方法を併用しながら納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700187 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700022 号

第 1 結論

昭和 41 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（子）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 43 年生
住所：

2 被保険者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 14 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 41 年 4 月及び同年 5 月

母親が亡くなり、年金事務所に諸手続に行った際、氏名が母親の婚姻（昭和 43 年 2 月）前のものと同じで、生年月日も一致する年金記録が見付かり、婚姻前の住所のことなどを含め、年金事務所で相談をしたが、母親の記録とは認められなかったため、請求期間について、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、被保険者氏名が、訂正請求記録の対象者の戸籍上の漢字表記と一文字異なるものの、婚姻前の氏名の読み仮名が一致し、性別及び生年月日も一致する、いずれの被保険者の基礎年金番号にも統合されていない国民年金手帳記号番号に係る被保険者記録（以下「未統合記録」という。）が確認でき、当該未統合記録における請求期間の保険料は免除されている。

当該未統合記録については、オンライン記録において、住所地が「A市」とされていること、及び国民年金手帳記号番号払出簿において、当該未統合記録の国民年金手帳記号番号は、「昭和 40 年 1 月」頃に「A市」にて払い出されていることから、同市にこの頃居住していた被保険者の記録であったものとみられるところ、請求者は、当該未統合記録については、自身の母親である訂正請求記録の対象者の婚姻前の記録であるとして、年金記録の訂正請求をしている。

当該未統合記録に係る被保険者氏名については、上述のとおり、訂正請求記録の対象者に係る戸籍上の漢字表記と一文字異なるものの、請求者は、日常生活において訂正請求記録の対象者が戸籍上の漢字「B」ではなく、簡易表記するために未統合記録に記録されている漢字「C」を使用していたと陳述している上、訂正請求記録の対象者に係る基礎年金番号によるオンライン記録内においても、簡易表記するために使用していた漢字「C」により年金記録が管理されている時期があることが確認できることから、当該漢字表記の不一致をもって、当該未統合記録が訂正請求記録の対象者のものではないとは言い難い。

また、訂正請求記録の対象者の住所地関係について、i) 請求者は、訂正請求記録の対象者が婚姻前にA市内の飲食店において住み込みで働いていた旨陳述しているところ、請求期間当時から同市に居住しているとする訂正請求記録の対象者の義姉も、同様の陳述をしていること、ii) 昭和42年11月発行の住宅地図によると、訂正請求記録の対象者が働いていたとする同市内の複数の飲食店は、いずれもその陳述する住所地近辺に存在していたことが確認できることなどを踏まえると、訂正請求記録の対象者は、当該未統合記録の国民年金手帳記号番号が払い出された頃に同市に居住していたと推認しても不自然ではない。

さらに、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者の婚姻前の氏名、生年月日を検索条件として氏名索引を行っても、他の被保険者が当該未統合記録の持ち主である状況はうかがわれないことを踏まえると、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の記録であると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700186 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1700021 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私の国民年金加入手続は、昭和 43 年*月頃に父親が行ってくれたと思う。昭和 52 年 11 月に結婚し、その 2、3 年後に主人と私に番号が異なる年金手帳が 2 冊ずつ送られてきた。このため、以後、4、5 年は、夫と私の 2 人分の保険料を 2 つの番号ごとに納付し二重払いしたが、納得できなかったのも、何度も A 市役所に出向きその旨を伝えたと、二重払いの分は年金額に反映されるから心配はないとの説明であった。しかし、最終的には 2 冊の年金手帳とも回収され、以後何の返事もないので、二重払いはやめた。

二重払いした保険料額は覚えていないが、年金手帳大の納付書が届く毎に A 市役所で納付し、検認印が押された年金手帳を受け取った。

年金記録が問題になったときに私の年金記録の確認を行ったところ、二重払いした記録は消去されていたが、保険料を二重払いしたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 市の請求者に係る被保険者名簿及びオンライン記録共、請求期間は保険料未納と記録されているところ、請求者は、婚姻 (昭和 52 年 11 月) から 2、3 年後、請求者と夫に異なる番号の年金手帳が 2 冊ずつ送付され、夫婦共に、異なる番号毎に請求期間の保険料を二重に納付したとして、年金記録の訂正を求めている。

国民年金受付処理簿によると、請求者には、これまで 2 つの国民年金手帳記号番号が払い出されている。1 回目は、昭和 43 年*月頃、B 市において行われた加入手続の際、国民年金被保険者資格取得時期を 20 歳到達時として旧姓で払い出されており、2 回目は、昭和 52 年 12 月頃、A 市において行われた加入手続の際、国民年金被保険者資格取得時期を同市に住所を定めた昭和 52 年 11 月*日と

して、婚姻後の姓で払い出されている。

しかしながら、夫については、昭和 49 年 12 月に払い出された国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、夫に異なる番号の 2 冊の年金手帳が送付されたとは考え難い上、A 市の夫に係る被保険者名簿及びオンライン記録共、請求期間の保険料は未納と記録されており、請求者が請求期間の保険料を二重納付したと推認する事情を見いだすことができない。

また、2 回目の国民年金手帳記号番号に係る請求者の国民年金被保険者台帳には、昭和 54 年 11 月に当該国民年金手帳記号番号を取り消すこと、及び当該国民年金手帳記号番号の昭和 52 年 11 月から昭和 53 年 3 月までの保険料納付済みの記録は、1 回目の国民年金手帳記号番号に係る年金記録に転記することが記録されており、このことは、A 市が 1 回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者名簿しか保管していないこととも符合する。このため、請求者は、昭和 54 年 11 月以降である請求期間の保険料を、2 回目に払い出された国民年金手帳記号番号により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、昭和 52 年度の保険料については、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも納付済みと記録されているところ、i) 請求者が昭和 52 年 8 月から同年 11 月まで住所を定めた B 市の請求者に係る被保険者名簿には、昭和 52 年度保険料の納付に係る記録はなく、請求者は昭和 52 年度保険料を A 市で納付したものと推察されること、ii) 2 回目の国民年金手帳記号番号については、国民年金被保険者資格の取得時期を昭和 52 年 11 月*日として払い出されており、昭和 52 年 4 月から同年 10 月までの保険料は、1 回目の国民年金手帳記号番号により納付したと考えられることから、請求者は、昭和 52 年度の保険料を 1 回目と 2 回目の国民年金手帳記号番号により納付したと考えられ、請求者は、この期間の記憶を請求期間の記憶と取り違えている可能性も否定できない。

加えて、上述の昭和 52 年度のほか、昭和 53 年度及び昭和 54 年度の保険料も A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも納付済みと記録されているところ、i) 昭和 52 年 11 月から昭和 53 年 3 月までの保険料は、上述のとおり、1 回目の国民年金手帳記号番号に係る年金記録に転記されており、仮にこの期間の保険料が、既に 1 回目の国民年金手帳記号番号により納付されていた場合、保険料還付手続が行われたはずであるが、それが行われた形跡は見当たらないこと、ii) 2 回目の国民年金手帳記号番号に係る請求者の国民年金被保険者台帳には、昭和 53 年度保険料が未納であることを照合したことが記録され、昭和 54 年度の記録はなく、請求者は、昭和 53 年度及び昭和 54 年度の保険料を、1 回目に払い出された国民年金手帳記号番号に基づき納付したものと考えられることを踏まえると、2 回目の国民年金手帳記号番号の払出から取り消されるまでの間において、請求者が保険料を二重納付したと推認する事情を見いだすことができない。

このほか、上述のとおり請求期間の保険料は、A 市の請求者に係る被保険者名簿及びオンライン記録共、保険料未納と記録されているところ、B 市の請求者に

係る被保険者名簿において、請求者がA市で納付した昭和50年1月から昭和52年3月までの記録も転記されている等、請求者の年金記録が適切に管理されていることを踏まえると、請求者の年金記録に過誤があるとする事情を見いだすことができず、請求者が請求期間の保険料を納付したと推認することができない。

その上、請求者に上述の2つの国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700250 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1700023 号

第 1 結論

昭和 38 年 9 月から昭和 42 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 * 月から昭和 42 年 1 月まで

私は、請求期間当時、A 市に居住していた。国民年金については、姉に勧められたこともあり、娘の出生届を提出後、別の日に市役所で加入手続を行った。保険料については、2 か月か、3 か月に一度、市役所で納付したり、毎月集金に来ていた市役所の職員に自宅で納付したりしていたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、姉の勧めにより、娘の出生届 (昭和 39 年 * 月出生) を提出後、別の日に国民年金の加入手続を行った旨陳述しているものの、請求期間において納付していた保険料額については覚えていないとしている上、請求者は、請求期間後に B 県に所在する会社に就職し、厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その際の国民年金の被保険者資格の喪失等の手続については、自身が行ったのか、会社が行ってくれたのか覚えていないとしており、当時の国民年金に関する記憶は必ずしも明確でない。

また、戸籍によると、請求者が陳述する娘の出生届は昭和 39 年 * 月 * 日付けで提出されていることが確認でき、仮に請求者の陳述のとおり、出生届の提出後、別の日に国民年金の加入手続を行ったとすれば、請求者が保険料の納付を開始した時期は、早くとも昭和 39 年 * 月以降となり、請求期間のうち、昭和 38 年 * 月から昭和 39 年 3 月までの保険料については、制度上、過年度保険料として納付書により納付する必要があったところ、請求者は、請求期間の保険料を納付書により納付した記憶はない旨陳述していることから、請求者が当該期間の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索シス

テム及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 7 月頃に C 村（現在は、D 町）において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 47 年 2 月までの期間のみを遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、紙台帳検索システムにおいて、A 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿は索出できず、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことがうかがえないほか、同市から転居後の他の市町村（D 町、E 市、F 市及び G 市）における国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間において保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。